

法人税法施行令等の一部を改正する政令要綱

一 法人税法施行令の一部改正（第1条関係）

- 1 資本の払戻し又は出資等減少分配が行われた場合における減少する資本金等の額及び配当等の額とみなす金額について、次の見直しを行うこととする。（法人税法施行令第8条、第23条関係）
 - (1) 減少する資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額及び分配資本金額並びに配当等の額とみなす金額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び分配対応資本金額等は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額又はその出資等減少分配による出資総額等の減少額を上限とする。
 - (2) 二以上の種類の株式を発行していた法人が資本の払戻しを行った場合における減少する資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額及び配当等の額とみなす金額の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額は、その資本の払戻しに係る各種類の株式の種類資本金額を基礎として計算する。
- 2 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金を加えることとする。（法人税法施行令第79条関係）
- 3 次の制度について、適用を受ける固定資産が国庫補助金等の交付を受けた事業年度前に取得等をした減価償却資産である場合の圧縮限度額の計算等の細目を定めることとする。（法人税法施行令第79条の2、第80条の2、第82条の3、第83条の3～第83条の5、第85条、第87条の2関係）
 - (1) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
 - (2) 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
 - (3) 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
 - (4) 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
- 4 隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出していた場合等の損金不算入措置の対象から除外される資産の取得に直接に要した原価の額の範囲を定めることとする。（法人税法施行令第111条の4関係）
- 5 通算制度の開始又は通算制度への加入に伴う時価評価除外法人に該当する通算法人が支配関係発生日以後に新たな事業を開始した場合の繰越欠損金額に係る繰越控除の適用の制限及び損益通算の対象となる欠損金額の特例の適用の対

象から除外される継続して支配関係がある場合について、次の見直しを行うこととする。(法人税法施行令第112条の2、第131条の8関係)

- (1) 通算承認日の5年前の日後に設立された通算親法人についての継続して支配関係があるかどうかの判定は、他の通算法人のうちその通算親法人との間に最後に支配関係を有することとなった日が最も早いものとの間で行う。
 - (2) その通算法人が通算承認日の5年前の日後に設立された法人である場合等についての継続して支配関係がある場合から除外される一定の組織再編成が行われていた場合について、次の見直しを行う。
 - ① 通算子法人の判定において、他の通算子法人との間に支配関係(通算完全支配関係を除く。)がある他の内国法人を被合併法人とする適格合併で、その通算子法人である法人を合併法人とするものが行われていた場合等を加える。
 - ② 通算完全支配関係がある法人を被合併法人とする適格合併が行われていた場合等を除外する。
- 6 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例について、次のとおり整備を行うこととする。(法人税法施行令第119条の3関係)
- (1) 通算終了事由が生じた他の通算法人の株式を有する内国法人が、その通算終了事由が生じた時の属する事業年度の確定申告書等に当該他の通算法人の株式に係る資産調整勘定対応金額の合計額等の計算に関する明細を記載した書類を添付している等の一定の場合には、その有する当該他の通算法人の株式の通算終了事由が生じた時の直後の一単位当たりの帳簿価額の計算における簿価純資産価額の計算上その資産調整勘定対応金額の合計額等を加算することができる措置を講ずる。
 - (2) 特定支配関係のある他の法人から一定の配当等の額を受ける場合に、その配当等の額に係る益金不算入相当額を減算して当該他の法人の株式等の帳簿価額を算出する特例について、次の措置を講ずる。
 - ① 対象配当等の額を受けた時の利益剰余金の額が特定支配日の利益剰余金の額以上である場合の適用除外基準について、利益剰余金期中増加及び期中配当等があったときの判定方法の細目を定める。
 - ② 本特例の適用を回避することを防止するための措置について、他の法人から受ける対象配当等の額に係る基準時以前10年以内に当該他の法人による特定支配関係があった関係法人の全てがその設立の時からその基準時まで

継続して当該他の法人による特定支配関係がある関係法人である場合等には適用しないこととする。

(注) 上記の改正は、法人が令和2年4月1日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等の額について適用する。(附則第6条関係)

7 通算制度の開始及び通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価について、次の見直しを行うこととする。(法人税法施行令第131条の15、第131条の17関係)

(1) 時価評価資産から最初通算事業年度開始の日又は通算終了直前事業年度終了の日の翌日の5年前の日以後に終了する事業年度において非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度の適用を受けた減価償却資産を除外する等の措置を講ずる。

(2) 通算制度からの離脱等に係る時価評価資産に帳簿価額が1,000万円に満たない営業権を加える。

8 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度及び一括償却資産の損金算入制度について、対象資産(使用可能期間が1年未満であるものを除く。)から貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除外することとする。(法人税法施行令第133条、第133条の2関係)

9 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第1条の規定による改正前の法人税法施行令の一部改正(第2条関係)

1 法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第1条の規定による改正前の法人税法施行令について、上記一1から4まで、6(2)及び8と同様の改正を行うこととする。(令和2年改正前法人税法施行令第8条、第23条、第79条、第79条の2、第80条の2、第82条の3、第83条の3～第83条の5、第85条、第87条の2、第111条の4、第119条の3、第133条、第133条の2関係)

2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和4年4月1日から施行するこ

ととする。（附則第 1 条関係）